

介護職員等処遇改善加算

介護職員等処遇改善加算Ⅰ取得事業所

川棚町社会福祉協議会の訪問介護事業所および通所介護事業所は、令和6年6月より「介護職員等処遇改善加算Ⅰ」を取得しております。

「介護職員等処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度か取り組みが行われてきました。令和6年6月の介護報酬改定において、これまでの「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等加算」が一本化され「介護職員等処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

【介護職員等処遇改善加算の算定要件】

- 介護職員等処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- 職場環境等改善に係る取組について、「見える化*」を行っていること。

*「見える化」とは、ホームページへの掲載等により、外部から見える形で公表することです。

以上の要件に基づき、当法人における職場環境等改善に係る取組項目及びその具体的な取組内容につきまして、以下のとおり公表します。

職場環境要件項目と当法人としての取組み

	職場環境要件項目	当法人としての取組み
資質の向上	<ul style="list-style-type: none">働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)研修の受講やキャリアや段位制度と人事考課との連動	<ul style="list-style-type: none">研修費等の補助を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。
労働環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none">ICT活用(ケア内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	<ul style="list-style-type: none">パソコンやタブレットの介護ソフト活用による情報共有、記録の電子化による業務負担軽減を行っている。年次健康診断の実施、全館及び敷地内全面禁煙、職員休憩室の確保。
その他	<ul style="list-style-type: none">職員の増員による業務負担の軽減	<ul style="list-style-type: none">積極的に職員を採用し、一人一人の業務を分散させ負担を軽減している。
	<ul style="list-style-type: none">嘱託職員登用制度の実施	<ul style="list-style-type: none">登用制度の実施を行っております。